

社会福祉法人南伊豆厚生会
役員、評議員及び評議員選任・解任委員
報酬及び費用弁償規程

社会福祉法人 南伊豆厚生会
賀 茂 老 人 ホ ー ム

社会福祉法人南伊豆厚生会役員、評議員及び評議員選任・解任委員

の報酬及び費用弁償規程

昭和53年	3月28日	制定
昭和55年	3月31日	改正
昭和56年	3月26日	改正
昭和56年	5月30日	改正
昭和60年	10月26日	改正
昭和63年	7月 2日	改正
平成 2年	12月26日	改正
平成 3年	3月27日	改正
平成 6年	7月 4日	改正
平成 8年	12月12日	改正
平成16年	12月12日	改正
平成21年	1月27日	定制
平成28年	12月22日	改正

(報 酬)

第1条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員で非常勤の者の報酬は日額4,500円とする。(3時間以内3,000円)

第2条 役員、評議員及び評議員選任・解任委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2. 前項の規程により支給する旅費の額は別表1のとおりとする。

3. 公務のため会議等に招集され出席したときは、費用弁償として日額1,200円及び車賃実費を支給する。

第3条 この規程に定める者を除くほか、役員、評議員及び評議員選任・解任委員に支給する報酬及び旅費については、賀茂老人ホーム職員給与その他給付の例による。

(附 則)

この規程は昭和53年 3月11日から施行する。

(附 則)

この規程は昭和55年 4月 1日から施行する。 (日額報酬の改正)

(附 則)

この規程は昭和56年 4月 1日から施行する。 (日額報酬及び費用弁償の改正)

(附 則)

この規程は昭和60年10月26日から施行する。 (日額報酬及び費用弁償の改正)

(附 則)

この規程は昭和63年4月1日から施行する。 (日額報酬の改正)

(附 則)

この規程は平成2年4月1日から施行する。 (日額報酬の改正)

(附 則)

この規程は平成3年4月1日から施行する。 (宿泊料の改正)

(附 則)

この規程は平成6年4月1日から施行する。 (日額報酬の改正)

(附 則)

この規程は平成8年4月1日から施行する。 (日額報酬の改正)

(附 則)

この規程は平成17年4月1日から施行する。

(日額報酬及び日当の一部改正並びに日帰り加算の廃止)

(附 則)

この規程は平成21年2月1日から施行する。 (宿泊料の改正)

(附 則)

この規程は平成28年12月22日から施行する。 (定款変更による改正)

別表1

区分	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料 (一夜につき)	日当 (1日につき)	滞在車賃
役員	JR 在来線外	普通 船室 料金	実費	運賃 実費	11,000 円	1,200円 「下田市及び 賀茂郡内町 を除く」	東京都及び指定都市 (1日につき) 1,000円 その他 「下田市及び賀茂郡内 町を除く」 600円
	JR 新幹線						

公 用 車 使 用 車 賃	
往 復 150キロメートル以上	往 復 150キロメートル未満
1キロメートル 当たり8円	1キロメートル 当たり6円